

令和3年度 諸会費等の口座振替のお知らせ

春暖の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、下記のとおり令和3年度諸会費等を口座振替にて徴収いたしますので、内容を御確認いただき振替日に不足が生じないよう御協力をお願いいたします。

1 諸会費の振替日・納入額

振替日	5/26 (水)	6/25 (金)	7/26 (月)	9/27 (月)	10/26 (火)	年間納入額
各回の納入額	4・5・6月分 10,983	7・8月分 7,333	9・10月分 7,333	11・12月分 7,333	1・2・3月分 10,983	43,965 (月額)
PTA会費	1,050	700	700	700	1,050	4,200 (350)
後援会費	6,300	4,200	4,200	4,200	6,300	25,200 (2,100)
生徒会費	2,100	1,400	1,400	1,400	2,100	8,400 (700)
PTA冷房設備費	1,500	1,000	1,000	1,000	1,500	6,000 (500)
口座振替手数料	33	33	33	33	33	165

※ 学年積立金については、昨年度、修学旅行の未実施による繰越金があるため、令和3年度に限り徴収しません。

2 授業料の振替日・納入額(就学支援金受給者は除く)

振替日	8/26 (木)	11/26 (金)	12/27 (月)	1/26 (水)	年間納入額
各回の納入額	4・5・6月分 29,700	7・8・9月分 29,700	10・11・12月分 29,700	1・2・3月分 29,700	118,800 (9,900)

3 納入方法

- 当日の入金では間に合いませんので、引き落としの前日までに必ず入金をお願いいたします。
再度の引き落としはできませんので、引き落としができなかった場合には、学校からの通知により事務室に現金納入をお願いします。

4 諸会費の減免について

- 下記の要件に該当し諸会費の納入が困難な場合については、免除を行っています。
(学年積立金・生徒会費は免除にはなりません)
希望する場合は、事務室又は担任に申し出てください。

【対象者】

- 1 保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、納入が困難となった場合
- 2 保護者が死亡又は長期の傷病にかかったため、納入が困難となった場合
- 3 保護者の失職・転職等により家計が急変した場合
- 4 保護者の当該年度(令和3年度)の市町村民税(所得割)が非課税の場合
- 5 児童福祉法に規定する施設入所の場合
- 6 生活保護を受給している場合
- 7 児童扶養手当を、県が定める額以上受給している場合 など

* 免除については、審査を経て決定となります。対象者であっても必ず免除になるとは限りませんので御注意ください。

本校のHP (<https://matsubushih.spec.ed.jp/>)にも振替日と振替額が掲載されていますので御活用願います。

